

平成27年度
第4回基本政策審議会資料

政策分野別の現状と課題・長期的な方向性について

③安全・安心

現状と課題

1 災害に対する都市基盤

【国の動向】

- 文部科学省に設置されている政府の特別機関「地震調査研究推進本部」の発表(平成26年1月)によると、南海トラフ全域で今後30年間にM8～M9クラスの地震が発生する確率は70%程度。
- 南海トラフ沿いで科学的に想定し得る最大規模(M9クラス)の地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度は低いとされているが、仮に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生すれば、超広域にわたる甚大な被害の発生が想定される。
- 多発する浸水被害への対応を図るため、水防法及び下水道法が一部改正(平成27年5月)された。想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮を前提とした区域の公表、民間が設置した雨水貯留施設に係る管理協定制度、官民連携による浸水対策の推進、雨水排水に特化した公共下水道の導入などハード・ソフト両面の対策を推進することとされている。

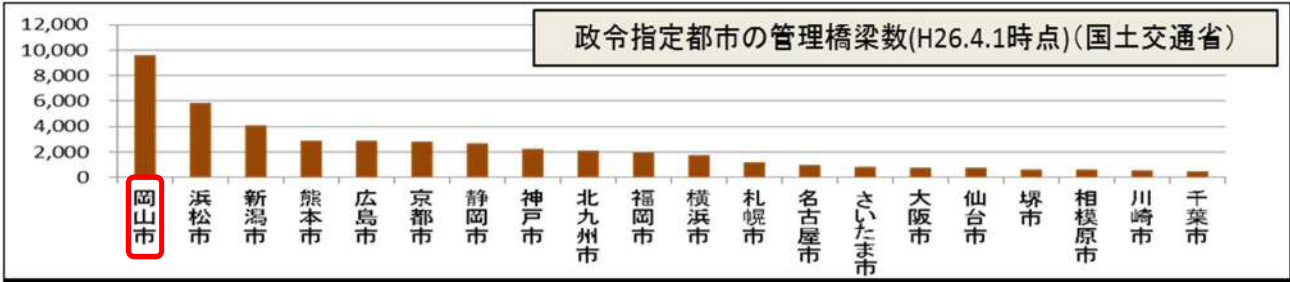
【都市インフラの耐震化・長寿命化】

- 岡山市の管理橋梁数は9,630橋と全国で第一位。(データ①)
- 15m以上の橋梁のうち建設後50年を経過している橋梁の割合は、現在約1割(65橋)。10年後には約4割(185橋)となり、20年後には約6割(314橋)となる。(データ②)
- 設置後20年以上経過している公園が48%(30年以上は32%)。
- ⇒高度経済成長期に集中的に整備された道路・公園など公共施設の老朽化が進み、特に市内の橋梁は9,630橋と全国1位であり、長寿命化、耐震化など、市民の安全・安心を支えるメンテナンスサイクルを継続的に実施するための体制整備・予算の確保が課題。
- 岡山市有施設の耐震化計画指針(H25.2)を定め、平成30年度(学校園は平成29年度)の耐震化完了を目指している。(データ③)
- ⇒市有建築物の耐震化を効果的・効率的に進める必要がある。

【浸水被害】

- 近年は、地球温暖化等に伴う気候変動の影響で、全国各地で大規模な自然災害が発生。岡山市内でも集中豪雨や台風などによる局地的な大雨が各所で発生している。(データ④)
- 平成23年9月の台風12号では、床上浸水135世帯、床下浸水4,445世帯の浸水被害が発生し、近年の都市化の進展や局地的な大雨の発生により、都市浸水被害が増大している。(データ⑤)
- 岡山市の直近5年間(H21～H25)の水害被害額で見ても、全国の政令指定都市の中で2番目の多さとなるなど、決して楽観できる状況にはない。(データ⑥)
- ⇒浸水対策の強化が急がれる。

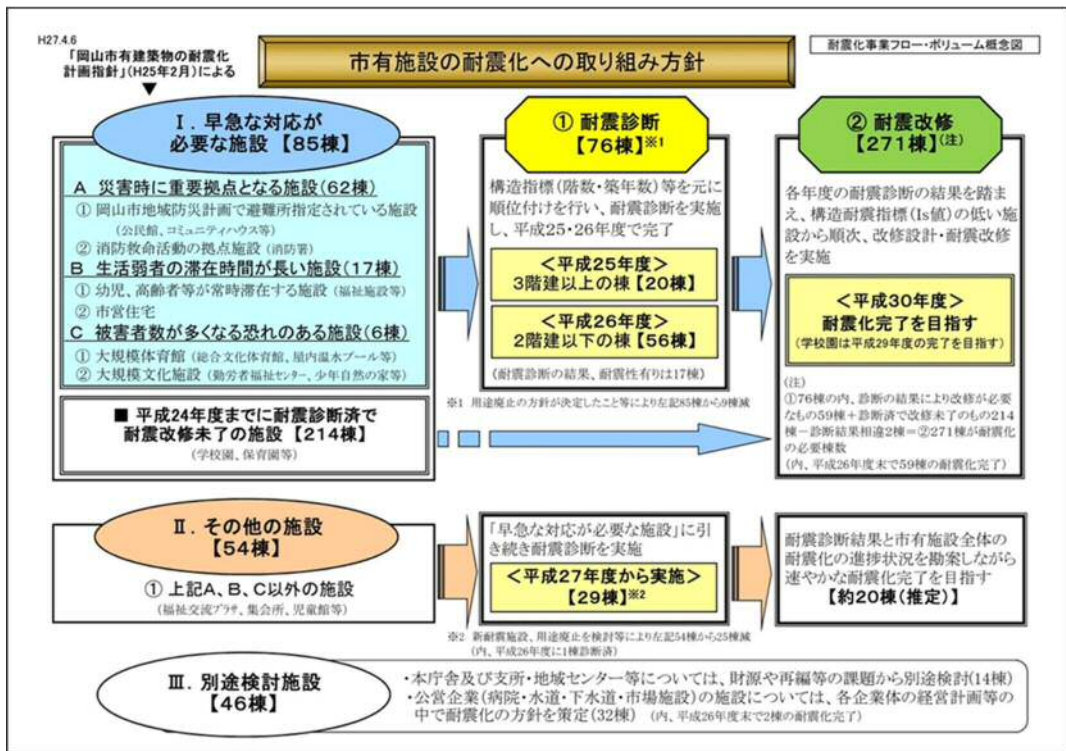
①



②

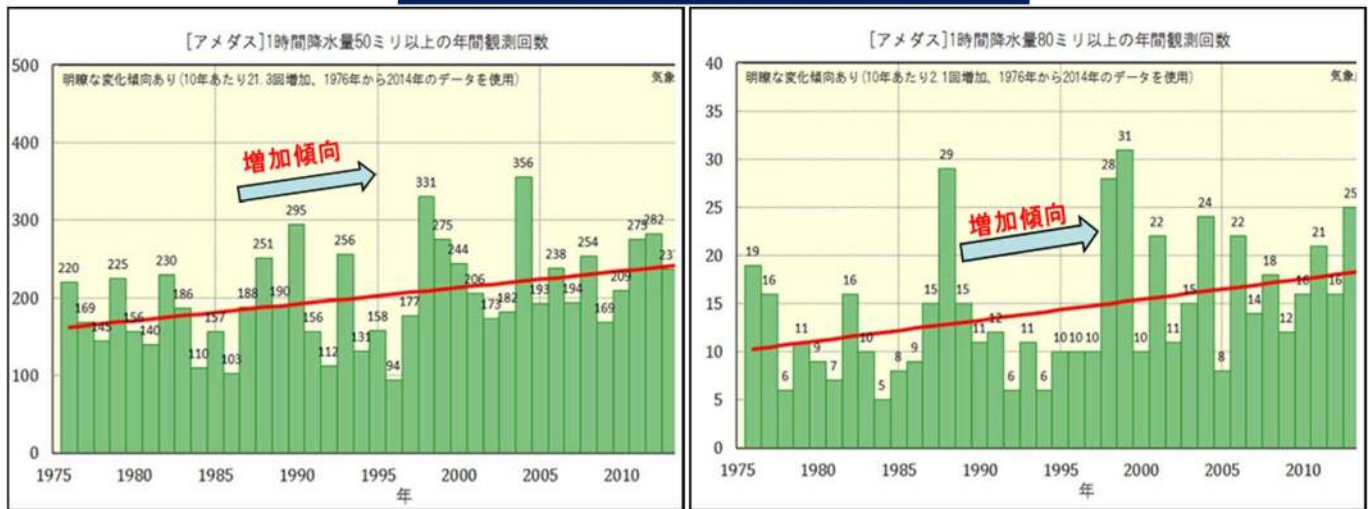


③



④

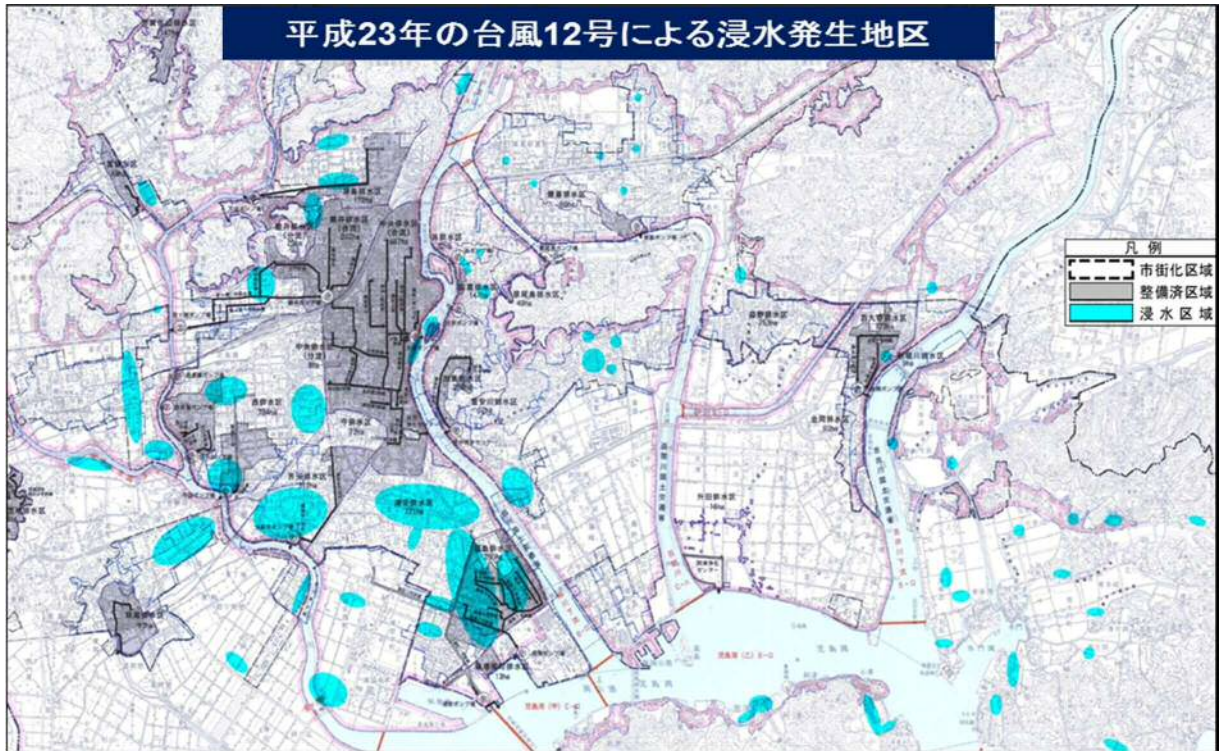
短期間集中豪雨発生回数(全国)



資料: 気象庁HP

⑤

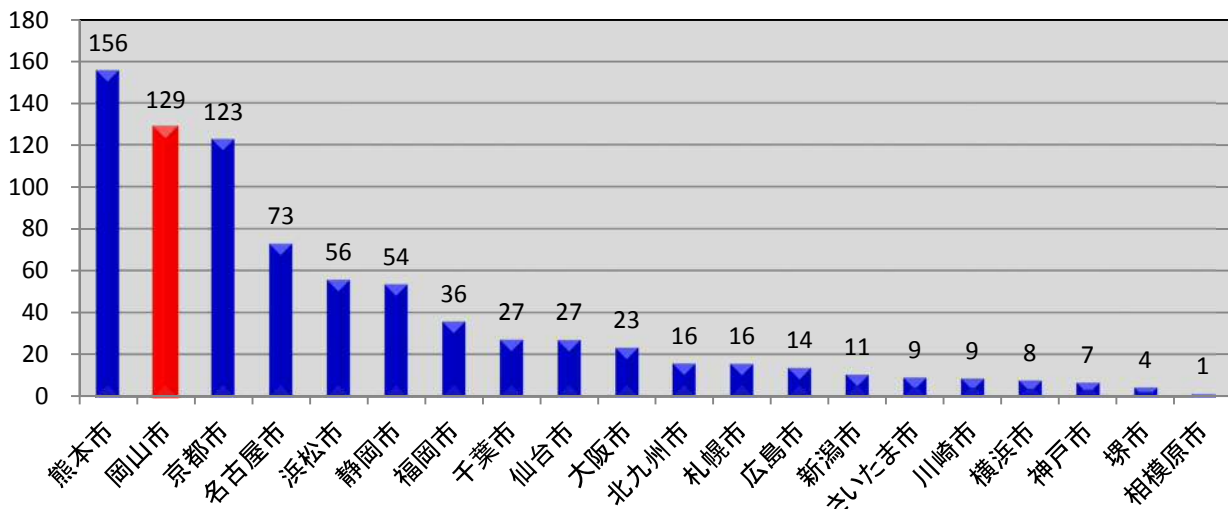
平成23年の台風12号による浸水発生地区



資料: 岡山市

⑥ (億円)

政令指定都市の水害被害額 (H21~H25)



2 地域での災害対策

【岡山市における被害想定】

○穏やかな気候風土に恵まれた岡山市は、比較的**自然災害が少ない**と言われているが、南海トラフ巨大地震発生時には、最大震度6強、最大津波高2.6mなど、**甚大な被害が想定**されている。
⇒岡山市地域防災計画に基づき、災害発生の未然防止や被害を最小限にとどめる対策を進める必要がある。

【地域の防災力】

○災害から市民の生命、財産を保護するためには、日ごろから市民一人ひとりが十分な知識を持ち、自主防災の重要性を認識するとともに、災害時を想定した訓練を積み重ねることにより、防災対応を体で覚えておくことが大切である。

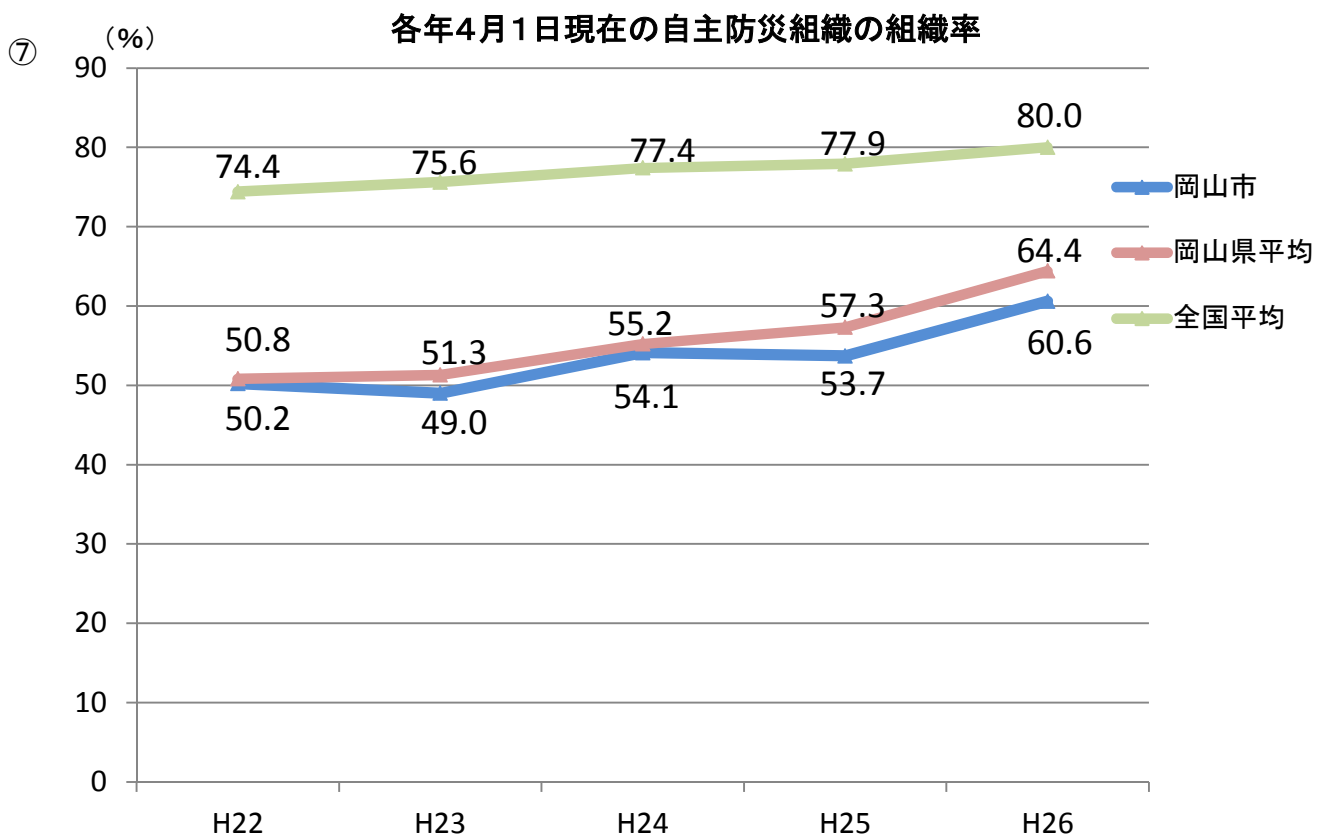
⇒自主防災会の重要性について、防災まちづくり学校や出前講座等を通じて説明し、自主防災組織の結成促進等を図るとともに、自主防災会に対し、防災資機材の給付を行うことなどにより、共助活動を促進している。

○岡山市の自主防災組織の組織率は、東日本大震災を契機とする防災意識の高まりから、平成24年に向上した。また、平成25年度に小中学校区毎の市民説明会を行ったことから、平成26年度に組織率は向上したが、全国平均や岡山県内の市町村と比較すると組織率は低い。(データ⑦)

⇒自主防災組織について、組織率の向上をより一層推進していく必要がある。

○大規模広域災害が発生した場合は、自分自身で身を守る自助及び、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方々の支援等も含め、地域で助け合う共助が重要である。

⇒自主防災組織の活動の活性化、会員相互の情報の共有化を進める必要がある。



※平成24年から平成25年にかけての組織率の低下は、平成24年7月9日に住民基本台帳法が改正され、外国人世帯を世帯数に計上することになった影響によるもの。

資料: 消防白書

3 消防・救急体制

【国の動向】

○総務省消防庁は、平成26年に「消防力の整備指針」を改正した。各市町村は、これに基づいて地域の安心・安全の確保に向けて、多様な消防需要に的確な対応ができる消防力の充実を図っている。

○消防局は、市内の消防サービスの均衡化を図るため、平成13年以降、「消防署所適正配置計画」に基づき消防署所適正配置事業を進めてきており、救急車の現場到着時間が平成25年には若干短縮されたが、依然、消防需要の高い市街地において、消防力が手薄でサービスの不均衡がみられる地域がある。(データ⑧、⑪)

⇒地域の現状及び将来予測を分析し、消防力のバランスに配慮した消防署所の適正配置を更に進めて、消防・救急車の現場到着時間の短縮を図り、各地域における消防サービスの不均衡を解消していく必要がある。

【救急】

○岡山市では、高齢者の救急搬送割合が年々上昇するとともに、今後も救急件数は増加を続けると予想される。また、平成21年と25年を比較すると、1隊あたりの救急件数は全国で133.8件、岡山市で126.8件増加している。(データ⑨、⑩)

○平成3年に救急救命士が法整備されて以来、救急救命処置は徐々に拡大されてきており、岡山市においては、平成27年4月から、救急現場において新たな2つの救急救命処置の実施を始めているが、これに伴って、救急救命士を含む救急隊員全体のレベルアップが求められている。

⇒年々増加する救急件数に伴って延伸する救急車の現場到着・病院到着時間及び救急救命処置の高度化に的確に対処するため、救急隊の増隊、救急救命士・救急隊員の生涯教育体制の確立、ICTの活用、市民への応急手当の普及啓発推進等、救急救命体制の充実強化を図らなければならない。

【消防】

○火災件数はやや減少傾向にあるものの、平成26年は火災230件に対し、建物火災の割合が116件(50.4%)と最も多く、発生した死者は全て高齢者で、住宅火災によるものである。また、住宅火災に有効な住宅用火災警報器の設置率が全国的に見て非常に低い状況である。

○防火対象物の消防法令違反に対しては、消防査察等の機会を通じ、継続して行政指導をしているところであるが、岡山市では平成26年度に4,068棟の査察を実施した結果、2,877棟(71%)で何らかの違反があり、その是正に至らないものが多数ある。(データ⑬)

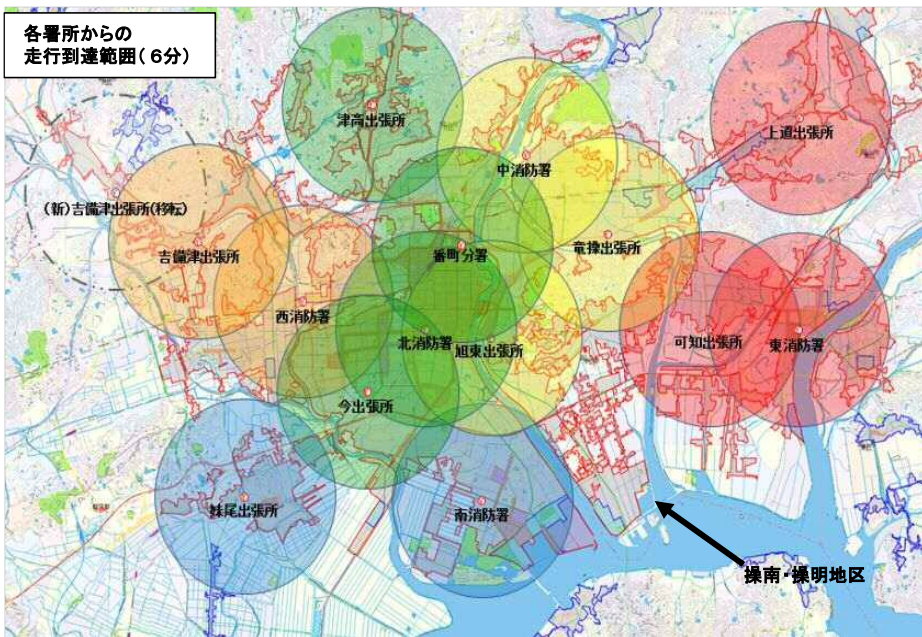
⇒火災発生種別に占める割合が高い建物(住宅)の防火対策及び住宅用火災警報器の設置を進めるとともに、防火対象物の消防法令違反を計画的に是正して、火災から尊い人命を守り、被害を軽減しなければならない。

○平成24年度に運用開始した「消防緊急通信指令施設」は、消防の最前線ともいえる119番通報の窓口であり、無線を始めとした様々な通信を司る、現場活動を支える中枢の施設であるため、計画的に情報通信技術の進展に伴う高度化を図るとともに、24時間365日、常時稼働しているコンピュータや通信機器については、適時に老朽化や故障への対応をすることが必須である。

⇒消防緊急通信指令施設、無線中継所等の施設は、機能強化と機器の老朽化に伴う更新を実施し、社会情勢の変化への対応や社会システムとしての安定化を図ることが必要であるが、施設の機器構成が多岐にわたり、更新整備費用が高額となること及び、指令施設については、更新場所の検討も必要のため、予算の平準化を含めた継続的な計画のもとに実施していくことが必要である。

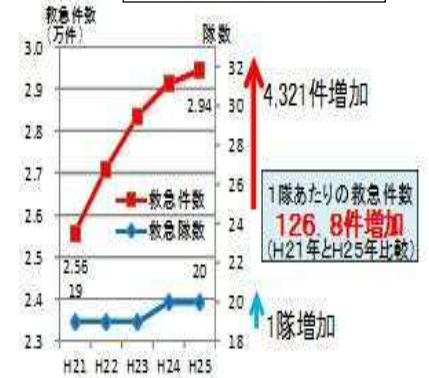
⑧

各署所からの
走行到達範囲(6分)



⑨

岡山市の救急件数と救急隊数



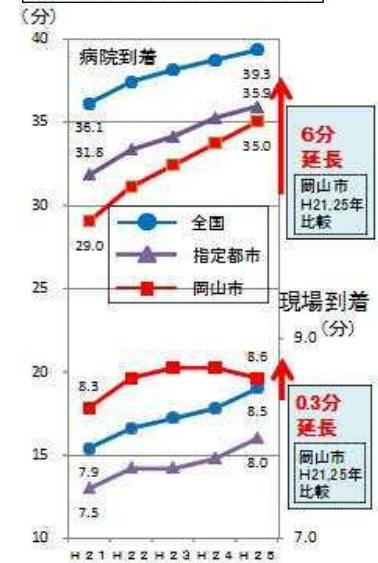
⑩

全国の救急件数と救急隊数



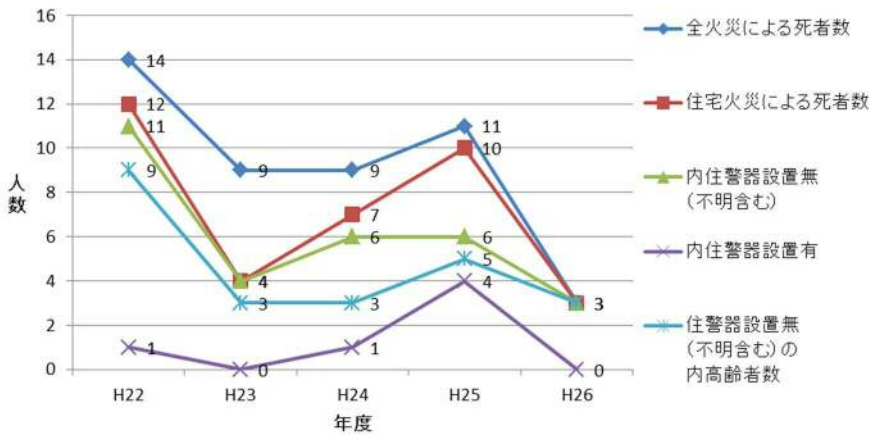
⑪

入電から現場到着及び病院到着時間



⑫

死者が発生した住宅火災における
住宅用火災警報器の設置状況



⑬

査察結果でみる違反の割合(平成26年度)



4 生活安全

【国の動向】

- 改正道路交通法の施行により、平成27年6月から自転車の悪質運転者に対する自転車運転者講習の受講が義務化されるなど、交通ルールに関する罰則が強化された。
- 平成24年12月に、消費者教育を総合的かつ一体的に推進するため、国や地方公共団体の責務などを定めた消費者教育の推進に関する法律が施行された。

【交通事故と刑法犯】

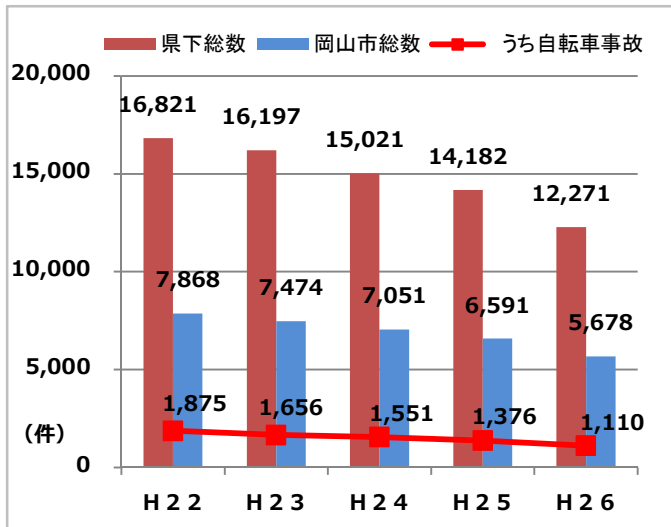
- 岡山市の最近の交通事故及び刑法犯認知件数は全体の総数は減少しているが、人口あたりの交通事故死亡者数、刑法犯発生件数は政令市20市の平均を上回っている。(データ⑭、⑮)
- 平成26年中の人口10万人あたり交通事故死者数は、政令市20市中ワースト3位
- 人身事故のうち自転車事故の占める割合は約2割
- ⇒道路交通法の改正による自転車運転者に対する取締が強化されたところでもあり、正しい自転車の交通ルールやマナーの理解と交通安全意識の向上が必要である。
- 平成26年中の人口千人あたり刑法犯発生件数は、政令市20市中ワースト8位
- 刑法犯の特徴としては、窃盗犯が4分の3を占めており、その中でも自転車盗が2,443件と最多
- 子供・女性を対象とした声かけ・つきまとい等が年々増加している。
- ⇒刑法犯認知件数の総量抑制や多発犯罪の未然防止につながる自転車盗の防止が課題である。また、自転車盗は初発型非行の典型であるとされていることから、青少年の非行防止としても取り組む必要がある。
- ⇒高齢化社会の進展により、地域防犯活動団体のメンバーも高齢化しており、活動を活性化させるためには、活動内容や加入促進のPRなどの支援が必要である。

【消費生活相談】

- 岡山市における最近の消費生活相談は年々増加しており、被害額は過去5年間で2倍に急増している。そのうち65歳以上の相談は年々増加傾向にあり、特に被害額に占める割合は50%を超えており、この傾向は今後さらに強まることが想定される。(データ⑯、⑰)
- ⇒老後の住まいや資金をはじめとする消費生活に関する契約トラブルや、架空な投資話や振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害に遭う高齢者が後を絶たないことから、現在実施している啓発活動の拡充はもとより、地域の様々な団体との連携を強化し、高齢者を見守る地域の目を増やすことが、被害の未然防止を図るうえで重要である。
- 消費者教育の推進に関する法律では、児童・生徒の発達段階に応じて、学校の授業等で消費者教育を推進することとされている。現在岡山市では、中学・高校の授業、学年集会での啓発や高校生とのワークショップを実施するなど、学校での消費者教育の推進に取り組んでいる。
- ⇒自立した消費者を育成するためには、早い段階での消費者教育が重要であることから、学校教育における消費者教育の推進が効果的である。しかし、すでに様々な行政分野や団体が学校現場を活用する中、消費者教育を学校現場で体系的に浸透、定着させる方策や、消費者教育の推進役としての役割が期待される教職員に対する指導力の向上を図ることが課題である。

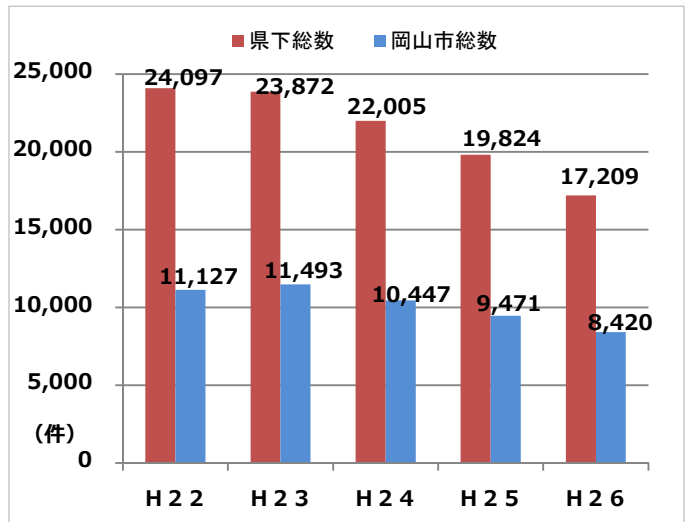
⑭

交通事故(人身事故)件数の推移



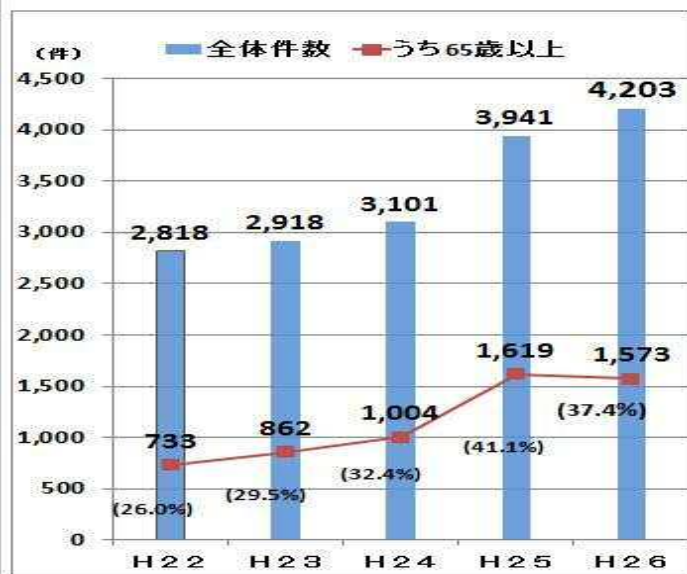
⑮

刑法犯認知件数の推移



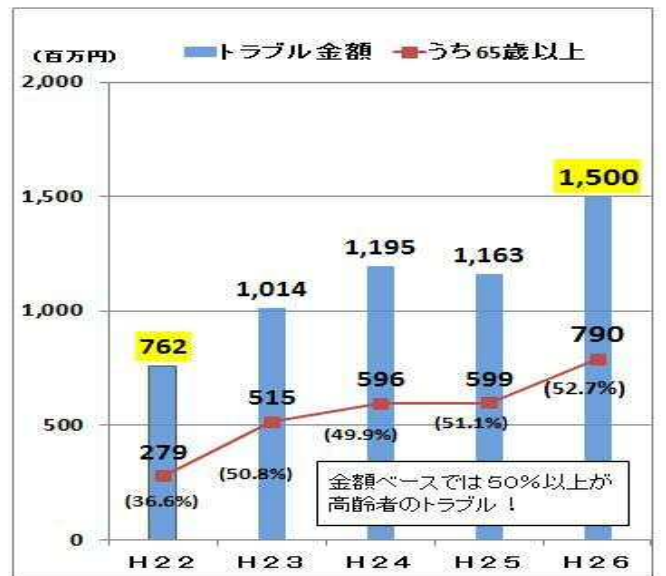
⑯

岡山市における相談件数の推移



⑰

岡山市におけるトラブル金額の推移



①災害に強く安全・安心な都市基盤の整備

○社会インフラ

- ・市民が安全・安心に暮らせるよう、道路・公園など公共施設の持続可能なメンテナンスサイクルを継続的に実施する。
- ・災害時の司令塔や避難場所としての機能の担う公共建築物の耐震化を進め、安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

○浸水対策

- ・浸水常襲地区で、特に人口が集中した地区において優先的に浸水対策に取り組むことにより、被害の軽減を図り、安全で安心なまちづくりを目指す。
- ・ソフト対策として、平成27年度中に内水ハザードマップを作成することとしており、浸水想定区域を公表、認識いただくことで、住民の自助意識の向上を図り、自助・共助・公助の観点から浸水被害の最小化を目指す。

②地域防災力の強化と迅速・的確な消防救急体制づくり

○地域防災力の強化

- ・日ごろから市民一人ひとりが自助・共助についての十分な知識を持ち、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方々の支援等も含め、各地域で自主防災活動を実践してもらうため、地域防災リーダーの育成を目的とした防災まちづくり学校や出前講座等を開催する。
- ・地域と協働した自主防火・防火管理体制の構築を促進し、家庭や事業所における火災予防対策や防火知識の普及に努める。

○消防救急体制の充実

- ・消防の手を求める人すべてが等しく、安心して質の高い消防サービスを受けられるよう、あらゆる災害に的確に対応できる出動体制や広域応受援体制づくりを図り、消防署所、車両、人員の適正配置を進める。
- ・先進的な情報通信技術の計画的な導入・更新の検討を進める。
- ・傷病者の状態に応じて、適切で安定した救急サービスが提供できるよう、救急隊員の養成、継続的な教育体制の整備を図る。
- ・救急活動時間を短縮し、早急に医療機関での救命処置を受けられるよう、救急隊と病院との間で確実な情報共有・連絡体制や強固な連携体制を構築する。
- ・増加する救急需要への対策と救急サービスが本当に必要とする人に迅速に届けられる体制づくりを進める。

③安全・安心な市民生活の確保

○消費者が主役となって生活できるまちづくり

- ・消費者が自主的かつ合理的に選択・行動することができ、消費者を取り巻く様々な主体が消費者を十分意識・考慮して行動する社会を形成することで、暮らしやすい安全安心な社会の実現を目指す。

○暮らしやすい安全・安心なまちづくり

- ・交通安全と防犯についての取り組みを通じて、交通事故や犯罪の少ない、暮らしやすい安全安心な社会の実現を目指す。